

第19回 スwitchング支援に関する実務者会議 議事概要

日時 平成28年9月15日(木) 10時00分～11時25分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など> (★は宿題事項)

- ・項番37,38,52について、システム対応の検討は一旦保留とする。
- ・項番37,38に関連していただいた事例について、事務局にて実情を確認する。★
- ・項番61について、事務局にてヒアリングを行う。★
- ・項番63～65に関連して、再点の運用について検討する。★
- ・次回賛同状況及び新規ご意見・ご要望を10月13日(木) 目途に事務局宛てに送付頂きたい。

<議事概要>

1. 前回議事録の確認(資料1)

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. Switchング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況(資料2)

事務局よりSwitchング支援に関するルール、システムへのご意見・ご要望状況について説明。

- ・前回からの更新箇所を中心に説明。
- ・Switchング支援システムに関する連絡事項を報告。(改良完了のため、項番1,5,17,18,19,21をクローズ)
- ・項番37,38,52について、検討を一旦保留することで合意。
- ・前回実務者会議での議論及び、本リストの回答内容をもって一部項目については、一旦クローズとする。
(項番50)ただし、再起票頂くことは可能。

■ 質疑等

・37,38に関連して。前回実務者会議にて、需要家と密に連携して確認してほしいとのことだったが、1件事故が発生した。旧小売電気事業者が保有していたデータベースの情報に誤りがあり、誤った供給地点特定番号が需要家に周知されていた。新小売電気事業者の立場として需要家から情報を受領しSwitchングを行ったが、旧小売の親データに誤りが原因で本来Switchングする地点とは異なる地点がSwitchングされてしまった。本件についてはかなり特殊な状況ではあるが、需要家とどれだけ密に連携しても防ぎようがないと思料。何かしら別のエビデンスとして供給地点特定番号を確認できるようにしたい。

→37の機能を実装しても、おそらく間違った番号が検索されてしまうのではないかな。

⇒託送側のデータが間違っていたのではなく、現在小売をしていた新電力側の情報が間違っていた。おそらく託送側でも住所、需要者情報等が変わっているものでSwitchングしてしまった側面もあるかもしれない。供給開始後のGLリストを確認することでしか、間違いを判別できないので、何かしら事前にチェックできるような情報を得られる仕組みがほしい。

→システム化されていないからと言って、業務ができない訳ではないため、本件も送配電事業者に直接問合せれば確認できると思われる。本件については、事務局にて実情を確認したい。(事務局回答)★

・新小売が廃止取次の旧事業者コードを間違えて投入してしまい、それがそのまま間違った新小売側に流れてきている事例がある。当該供給地点に託送契約を持っているか否かのチェックはシステム上かけないのか。

→廃止取次については、広域機関のSwitchング支援システムのみで完結する仕組みであり、広域機関側では契約情報を一切持っていないためチェックのしようがない。(事務局回答)

⇒間違えて受けた廃止取次にOKで返すと、そのまま処理は進んでしまうのか。

→廃止取次は進んでしまうが、後続のSwitchング廃止申請を誰も投げられないためそれ以降の処理が進まない。基本的に

お願いしたいのは、契約を持っていない人の廃止取次を受けたのであれば、廃止取次NG（NG理由は契約番号がないなど）として返却してほしい。（事務局回答）

⇒廃止取次を受けた時に、託送契約を持っているか否かのバリデーションをかけることは難しいという理解でよいか。

→広域機関が持っている情報では、チェックできない。（事務局回答）

・48について。今事業者一覧に出ている情報の氏名の欄は「窓口責任者の一番上の方」、電話番号は「事業者情報の電話番号」が表示されている理解でよいか。

→その理解で間違いない。（事務局回答）

⇒窓口責任者については、システム管理者の位置づけと理解して登録していたが、業務運用者の責任者ないしは窓口の名前に変更して表示するようにすれば、後は代表番号にかかってくるようになる理解でよいか。また、事業者情報の名義は特に代表者でも責任者でもなく、問合せ窓口等に変更しても問題ないか。

→前者のその理解でよい、名義についてはNOという理由はない。事業者の登録については、広域機関に連絡頂かないと変更できないが、IDについては管理者IDで変更可能なため、修正いただければと思う。表示される内容や、こういった情報を登録してほしいといった依頼を別途周知させていただく。（事務局回答）

・61について。今はシステム経由でできないとすると、紙で行うということか。

→各社まちまちであるが、基本紙ベースであると思われる。現状の手段何があるか確認したい。

⇒本件、必要性以前に必須ではないか。1件1件あたりの頻度は年に1回かもしれないが、持っている件数に応じて使う回数が増えてくると思料。例えば、1万件2万件といったオーダーで接続送電サービスメニューを変えるために紙でやるのは常識的に考えづらい。事務局で実情含めヒアリング頂きたい。

→了解した。（事務局回答）★

・63～65について。22の回答では、住所検索でマッチしない場合には一般送配電事業者に個別お問い合わせくださいとのことだった。当初の議論では、マッチしない事例はそれほどでないとのことだったが実情として相当の数が出てきている。本件、システムのどうするかの対応もあるが、オペレーションの見直しもお願いしたい。現在引越しの場合、ほとんどが該当する事例だと認識しており、結局一般送配電事業者が現地を確認しない限り特定できない。システムでの実装が難しいというのは理解しているが、元々東京エリアでは、遡及再点を前提としたフローを検討していたが、スマートメータで遠隔遮断されるようになったため、当初検討していたフローでは対応できない状況である。そもそも遠隔遮断を止める等の業務設計を見直した方がよいのではないか。

→ご指摘踏まえ、やり方含め送配電側とも相談する。（事務局回答）★

・66について。検針票では半角のカナ文字等が載っていないエリアもあるが、補足情報として投入した際、現小売電気事業者、送配電事業者とも情報があることを確認した上であるにもかかわらず、「ー」「・」などがスイッチング支援システム側の文字チェックにかかってしまい、現小売電気事業者、送配電事業者にデータが届かず止まってしまっている案件が、月に数十件程度発生している。個別に再送する等の業務が発生しているため、単純に文字を置換する等の対応を頂ければ、解消するのではと考えている。

→広域機関の認識としては、送配電事業者側のデータベースは、基本的には今のバリデーションをかけている範囲に収まるよう変更をかけていくべきと考えている。他方、小売電気事業者側のデータベースについては話が異なっており、当初そこまで設計上考慮されずに進んできたため、どのように対処すべきか悩んでいるのが現状である。（事務局対応）

⇒後ろのデータベースを合わせてほしいとまでは思っておらず、廃止取次にしろスイッチング開始にしろ、間にスイッチング支援システムを介しているのは事実であるため、もしハイフンなりドットが広域側で処理できないのであれば、置換ないしは取り除く等していただき、残った情報を基にend to endで確認する対応でもあり得るのではないか。

→置換というのは難しいと思われる。例えばハイフンなどバリデーションをかけずに通してしまうなどの対応が現実的かと考える。ただ、バリデーションをかけなくなった場合に、登録側など他への影響があると思われるので、そのあたりの検討も必要と思われる。（事務局回答）

⇒手段については可能なものでよいと思う。すぐに何かできる話ではないかも知れないが、end to endでは情報があってい

るはずなのに、確認に時間を要している実態があり、間に入っている部分でなるべく弾かれることがないようにしていただきたい。

→あまり考慮されてきていなかった現象であり、考えに漏れがあった部分が運用してみて分かったところかと思う。検討する。
(事務局回答) ★

3. 30分電力量・確定使用量通知のB Pに関するご意見・ご要望状況(資料3)

事務局より30分電力量・確定使用量通知のB Pに関するご意見・ご要望状況について説明。
・今回新たに頂いたご意見ご要望はなし、前回からの進捗状況について報告。特に質疑等はなし。

4. その他

関西電力より30分電力量・確定使用量通知のB Pに関する改修の状況について報告。

・前回からの補足および訂正事項について説明。

・予定通り、10月の01日程(10/3提供分より)他社と同様の形式にて提供を開始する。

・廃止分に記載するメッセージファイル名について、ファイル名に廃止日を入れる対応が10月の対応に間に合わないため、現状通り、廃止日以降に検針し使用量が確定した日を記載する。また、小売電気事業者都合による廃止の場合、廃止日の直後の定例検針日が記載される。この箇所のみ、まだ固有の状態が残るが、改修の検討を進めており、時期が分かり次第改めて周知する。

・10月の01日程から変更を行うが、9/30に廃止が入ったものについては、旧仕様のもので提供されることをご留意頂きたい。あくまで、10/3以降に確定した提供分から新仕様にて提供される。

○次回は10/20(木)10:00～豊洲事務所にて開催予定。

以上